

福岡市泌尿器科医会会則

平成 12 年 5 月 9 日 施行

第 1 条 [名 称]

本会は福岡市泌尿器科医会と称す。

第 2 条 [会 員]

本会は福岡市および福岡市近郊において、泌尿器科診療に従事する医師を以て構成し、会員は原則として日本泌尿器科学会会員とする。
福岡市近郊については別に定義する。

第 3 条 [目 的]

本会は会員相互の親睦を図り、医学、医術の発展を目的としてその為に必要な事業を行う。事業は以下のとおりとする。

- 1) 研究会、講演会、市民公開講座等の開催。
- 2) 機関誌、その他の刊行物の発行。
- 3) 前立腺がん検診委員会の設置とその支援。
- 4) 福岡市医師会看護学校講義の支援
- 5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第 4 条 [入会及び退会]

本会への入会は、会員 2 名以上の推薦を以てし、理事会での承認を要す。なお、退会のときは文書にて理事会に届け出るものとする。

第 5 条 [役 員]

本会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1 名
副会長 2 名～3 名
理 事 若干名
監 事 2 名
- 2) 理事、監事は総会で選出する。
- 3) 会長、副会長は理事会において互選する。
- 4) 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。顧問は理事会にて意見を述べることができる。

第 6 条 [役員の仕事分担]

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長の任に事故あるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により会務を代行する。
- 3) 理事は会長の命により会務を分担し遂行する。

第 7 条 [役員の仕事期]

役員の仕事期は 2 年を 1 期とし、選任年度の総会後より 2 年後の総会終了時までとする。

<会長>

会長の任期は3期あるいは6年を超えないこととする。

<副会長・理事・監事>

再任を妨げない。

<顧問>

顧問の任期はこれを委嘱した会長の任期と同じとする。但し、再任は妨げない。

第8条 [会議]

- 1) 会議は総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。
- 2) 総会は定時総会及び臨時総会とする。総会は会員過半数の出席を以て成立し、委任状も可とする。
- 3) 理事会は定時理事会と臨時理事会とする。
- 4) 特別に目的がある場合、会長は特別委員会を設定して委員を任命し、活動させることができる。

第9条 [業務執行]

本会の事務は理事会において執行する。監事は会長の求めにより理事会に出席することができる。

第10条 [議決]

次の各事項は総会の承認を得なければならない。すなわち、総会出席者の過半数の賛成を要する。

- 1) 役員を選出
- 2) 会計の決算及び予算の審議
- 3) 会則の変更

第11条 [会計]

- 1) 本会の経費は会費とその他の収入を以て充てる。
- 2) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 [費用]

会の遂行の為に必要な費用はこれを支給する。

第13条 [業務の委託]

本会は業務を福岡市医師会に委託する。

(追記)平成14年4月10日 会則改訂。

(追記)平成20年5月13日 会則改訂。

(追記)平成21年5月19日 会則改訂。

(追記)平成23年4月1日 会則改訂。

(追記)平成25年5月21日 会則改訂。

(追記)平成28年5月28日 会則改訂。

(追記)平成29年5月23日 会則改訂。

細 則

1 本則第 11 条【入会金、年会費】

- 1) 本会に入会金及び年会費を徴収する。

入会金	開業医	10,000 円
	勤務医	なし
年会費	開業医	8,000 円
	勤務医	5,000 円
- 2) 年会費は年度単位とし、中途入会、退会者についても全額徴収する。
- 3) 会費滞納者については滞納 3 年経過時に加入継続の意志を確認し、会費納入なき場合は自動退会とする。

2 本則第 12 条【経費支出】

- 1) 拠出金
福岡市内で開催される日本泌尿器科学会福岡地方会に 50,000 円を拠出する。
- 2) 謝礼金
理事会で合議のうえ、その都度支出する。
- 3) 会議費
理事会を開催する場合、交通費を支給する。
理事会：1 人 1 回 4,000 円
その他の業務で必要ある時は、実費を支給する。
- 4) 事務費
事務員が業務の為に必要とする通信費および消耗品などの費用はその都度支出する。
事務員が委託業務以外の目的のため、出張・会議などに出席する場合は必要な費用を支給する。
- 5) 慶弔、見舞金
会員の叙勲等：理事会の合議の上、その都度決定する。
会員の死亡：供花あるいは香典 10,000 円

3 本則第 8 条-2【前立腺がん検診委員会の設立】

平成 8 年 2 月 21 日より前立腺がん検診委員会を設立する。廃止については理事会の議決を得て会長が決定する。

- 1) 前立腺がん検診委員会の委員長は理事会の議決を得て、会長が会長、副会長もしくは理事の中から委嘱する。ただし、特別の事情があるときは、監事を除くその他の会員の中から委嘱することができる。
- 2) 前立腺がん検診委員会の委員は、会長が監事を除く会員の中から委嘱する。
- 3) 前立腺がん検診委員会の事務局は博多区大博町 1-8 原三信病院に置く。
- 4) 会計は特別会計とし、その会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。会計報告は委員会と福岡市泌尿器科医会総会で報告し、承認を受ける。

(追記)平成 13 年 4 月 3 日 細則改訂
(追記)平成 14 年 4 月 10 日 細則改訂
(追記)平成 17 年 5 月 17 日 細則改訂
(追記)平成 25 年 5 月 21 日 細則改訂
(追記)平成 29 年 5 月 23 日 細則改訂
(追記)令和 5 年 5 月 23 日 細則改訂
(追記)令和 5 年 12 月 1 日 細則改訂

付 則

1 本則第1条

本会の事務局は福岡市早良区百道浜 1-6-9 福岡市医師会館内 地域医療課に置く。
(TEL: 092-852-1501 FAX: 092-852-1510)

2 本則第2条

本会は原則として福岡市における泌尿器科医師によって構成されるが、特に理事会で承認された者に限って福岡市近郊地域でも入会を認められることがある。その場合、会費は他の会員と同じく徴収される。

- 1) 福岡市近郊とは、福岡県泌尿器科医会でいう福岡ブロックの範囲内とする。
- 2) 従来市内・正会員、市外・準会員制度を廃止し、議決権をもつ会員として統一する。

3 本則第13条

- 1) 業務委託は平成23年4月1日より開始する。
- 2) 福岡市医師会へ委託業務料を支払う。

(追記)平成23年4月1日 会則改訂。

(追記)平成25年5月21日 会則改訂。

(追記)平成28年5月28日 会則改訂。

(追記)平成29年5月23日 会則改訂。